

【豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係る受託者選定に係るプロポーザル】質問書への回答

No.	質問事項	回答
1	運行条件及び積算前提資料について 該当資料：仕様書 1～3 頁 第 3 条 2・4～7、4 頁 第 3 条 8 仕様書で参照する別紙 1～4（運行経路、バス停配置及びキロ程、車両デザイン並びにゾーン区分）の入手方法をご教示ください。 積算に用いる想定ダイヤ、便数、所要時間、便間の待機時間・場所、運行日数及び 1 日当たりの走行距離について、事業者間で共通となる積算条件又は資料があればお示しください。回送距離・回送時間の取扱いに指定がある場合も、併せてご教示ください。	仕様書別紙につきましては、市ホームページの「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係る公募型プロポーザルについて」に掲載しております「6.仕様書別紙1～4」よりご確認ください。 想定ダイヤ（便数、所要時間、便間の待機時間・場所、1日あたりの走行距離）につきましては、現時点でお示しできる資料はございません。豊川市交通協議会において順次検討されます。検討状況は協議会資料でご確認ください。資料については協議会当日の配布、協議会終了後に市ホームページで公開されます。 運行日数は毎週日曜日の運休日及び1月1日から1月3日を除く日数となります。（令和9年3月1日から令和9年3月31日の場合は27日間） 回送距離・回送時間の取扱いについて指定はございません。
2	運行条件及び積算前提資料について 該当資料：仕様書 1～3 頁 第 3 条 2・4～7、4 頁 第 3 条 8 想定利用者数、時間帯別の需要見込み及び運賃収入について、事業者間で共通となる積算条件又は公表済みの資料があればお示しください。	新路線における想定利用者数、時間帯別の需要見込み及び運賃収入はございません。なお、各路線の年間利用者数の実績につきましては、豊川市交通協議会の資料で公表しております。

3	予算上限、価格評価の対象及び消費税の取扱いについて 該当資料：実施要領 1 頁 1（6）、作成要領 1 頁 1（2）、評価基準 1～2 頁 2（2） ①税込1,320,000円の予算上限は、収入控除前の運行経費総額と収入控除後の市負担額のどちらを指すものかご教示ください。 ②価格評価に用いる見積額についても、収入控除前の運行経費総額と、収入控除後の市負担額のどちらを用いるのかご教示ください。 ③価格評価に用いる「見積書の見積額総額」は、令和 9 年 3 月分の見積額のみを指し、翌年度（令和 9 年 4 月から令和10年 3 月まで）の参考見積額は価格評価の対象外との理解でよろしいでしょうか。 ④見積書・内訳書及び市負担額の算定・精算における消費税及び地方消費税の取扱いについて、市負担金の性質（運行業務の対価、補助金等）に関する市の整理と、運行経費・控除する収入・市負担額の税込・税抜の表示方法をご教示ください。	①②運行経費総額から運賃収入額等を差し引いた「収入控除後の市負担額（税込）」の上限を指します。 ③令和 9 年 3 月分の見積額が妥当であるかを確認するために求めるものです。 ④本業務に係る運行業務の対価として支払うものです。協定書による負担金として支払うことを想定しています。 運行経費は、消費税及び地方消費税を含む税込額で算定します。また、市負担額は、運行経費総額から運賃収入額等を差し引いた「収入控除後の市負担額（税込）」となります。
---	--	--

4	運行経費及び市負担額の算定・精算について 該当資料：仕様書 5～6 頁 第 3 条10（１）（２）（５） 運行経費は、協定で定める単価・算式による算定と、実際の支出に基づく精算のいずれを基本とするのかご教示ください。また、収入額は実績額に基づいて精算するとの理解でよろしいでしょうか。 提案見積額又は協定額が、精算時の市負担額の上限となるかご教示ください。 仕様書第 3 条10（５）の「運行負担金」が指す金額と、同条10（１）の市負担額との関係及び返納額の算定方法を、具体的な数値例によりご教示ください。 併せて、市負担金の支払時期・回数及び概算払の可否をご教示ください。	運行経費は、仕様書第 3 条第10項に定める算定方法に基づき算定するものとし、その範囲で受託者の実際の支出額を精算します。精算は「実費精算」を基本とします。運行経費については「見積額（協定額）と実際の運行経費実績額のいずれか低い額」を採用し、運賃収入等についてはご認識のとおり「実際の金額（実績額）」を控除して算定・精算します。 収入額は、実績額に基づき算定し、市負担額の算定に反映します。 市負担額は、仕様書に基づき算定します。協議により変更を行う場合を除き、協定金額を超えて支払うことはありません。 「運行負担金」は、市が受託者に支払う負担金をいいます。 返納額の例は以下の通りです。 （例） ・市負担金：1,320,000円 ・運賃収入：1,500,000円 ・返納額：180,000円 令和9年3月分については、翌月10日までに請求書に内訳明細書を添えて市に請求するものとし、市は請求を受けた日から30日以内に、請求金額を受託者の指定する銀行口座に振り込みます。以降については、協定書に基づき支払います（年最大2回）。なお、概算払は行っておりません。
---	---	--

5	経費増加及び予算超過時の取扱いについて 該当資料：仕様書 5 頁 第 3 条10（1）（2）、実施要領 1 頁 1（6） 人件費・社会保険料、燃料費、保険料、車両維持費等が当初の見込みを上回った場合に、実績精算又は別途協議の対象となる経費の範囲及び条件をご教示ください。燃料費の高騰等、事業者の責めに帰さない事情による増加について、協定額を見直す基準があれば併せてお示しください。 収入控除後の市負担額が予算額を超える場合の取扱いを、事業者負担が生じる条件を含めてご教示ください。	経費について見直す基準は設けていません。法令改正、制度改正又は著しい社会経済情勢の変化その他受託者の責めに帰することができない事由により変更が必要となった場合は、その内容及び影響を踏まえ、個別に協議します。 市負担額は、協定書及び仕様書に基づき算定するものとし、収入控除後の市負担額が協定金額又は予算額を超えることのみを理由として自動的に増額することはありません。
6	管理費及び利益の取扱いについて 該当資料：仕様書 5 頁 第 3 条10（1）（2） 営業所管理、運行管理、整備管理、事務処理等の管理費・一般管理費について、見積額に計上できる範囲及び算定上の取扱いをご教示ください。 本業務を継続的かつ安定的に実施するための適正な利益を見積額に含めることは可能でしょうか。可能な場合は、その算定上の取扱いをお示しください。	経費については、仕様書に記載のとおりです。本業務の実施に必要な範囲で、受託者が適切に見積額へ計上してください。

7	7 車両費及び運行開始前の準備費について 該当資料：仕様書 2～3 頁 第 3 条 7、5 頁 第 3 条 10（1）（2）、作成要領 1 頁 1（2） 車両購入費、リース料、減価償却相当額及び運行開始前に必要となる許認可手続費用、乗務員研修費、車両の登録・整備費等の準備費について、見積額又は運行経費に計上できる範囲及び精算上の取扱いをご教示ください。 ラッピングは、仕様書第 3 条 7（2）アで「受注者の負担にて」行っていますが、同条 10（2）の経費に計上することは可能でしょうか。併せて、運行に必要な機器・設備日の購入費、取付工事費及び初期設定日について、計上できる範囲をご教示ください。 これらの費用を計上できる場合、令和 9 年 3 月分の見積額に一括して計上するのか、翌年度以降に配分するのか、指定があればお示しください。	経費については、仕様書に記載のとおりです。本業務の履行に必要なとなる費用（ラッピング費用を含む）は、本業務の実施に必要な範囲で見積額に計上することができます。また、これらの費用の計上時期又は配分方法（法定耐用年数（償却期間）等に応じた月割り（按分）計上など）の指定はありません。
8	8 車両確保及び乗合事業許可について 該当資料：仕様書 1 頁 第 3 条 2・3、3 頁 第 3 条 7（4）、8 頁 第 3 条 16、実施要領 1 頁 3（1）、作成要領 1 頁 1（1） 参加表明書及び提案書の提出段階で、車両調達及び一般乗合旅客自動車運送事業の許可取得の見込みを示すために必要な資料があれば、その種類をご教示ください。 当該資料の提出を求められる場合、作成要領 1（1）イの添付資料として 8 頁の枠外で提出できるのか、提案書本文 8 頁以内に含める必要があるのかをご教示ください。 また、仕様書第 3 条 7（4）イの「関係法令に基づく許認可等の手続きを完了できる見込みが確認できる書類」について、具体的な書類の例をお示しください。	参加表明書及び提案書の提出時点においては、それぞれ定める必要資料以外に資料の提出を求めることはありません。 仕様書第 3 条 7（4）イの「関係法令に基づく許認可等の手続きを完了できる見込みが確認できる書類」については、中部運輸局（愛知運輸支局）への申請書控の写し、申請受付証明書、その他（運行開始日までに確実に認可取得・手続きを完了させる旨を明記されたもの）、手続き工程表などが該当します。

9	9 補助制度及び実績報告について 該当資料：仕様書 6～7 頁 第 3 条12・13 仕様書第 3 条13の「地域公共交通確保維持改善事業」について、本業務で活用を予定する補助制度の正式名称・補助区分、申請主体、対象期間及び市と事業者の役割分担をご教示ください。また、令和 9 年 3 月の運行分が補助対象となる予定かを併せてお示しください。 補助金の申請及び実績報告に当たり、仕様書第 3 条12に定める通常の実績報告に加えて事業者が作成・提出する書類、データ及び提出期限があればご教示ください。併せて、仕様書第 3 条12（1）の「別に定める様式」をご提供ください。	本業務において活用を予定している補助制度は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」です。 補助金の申請主体は豊川市交通協議会です。受託者は、豊川市交通協議会が補助金申請及び実績報告を行うために必要な資料及びデータの作成・提出にご協力ください。 補助対象期間は国の制度に基づき定められる期間とし、令和9年3月分の運行についても対象とする予定です。 事業者に提出を求める資料及びデータは、運行実績、輸送人員、運賃収入その他補助金の申請及び実績報告に必要なものを予定しています。提出書類、提出期限及び提出方法は、契約締結後、市が別途指示します。 「別に定める様式（Excel）」は、受託候補者特定後（協定締結時）に発注者より提供いたします。
---	---	---

10	翌年度以降の運行及び終了時の取扱いについて 該当資料：実施要領 1 頁 1（5）、作成要領 1 頁 1（2）、仕様書 5 頁 第 3 条10、7 頁 第 3 条14 実施要領 1（5）に定める翌年度の協定内容の協議について、継続の判断条件及び判断時期に定めがあればご教示ください。 翌年度以降の運行経費及び市負担額について、人件費、燃料費、保険料等の変動を踏まえ、年度ごとに協議・見直しすることが可能か、基本的な考え方をお示しください。 提案時に提出する翌年度の参考見積額は、翌年度の市負担額の上限となるのか、協議時点の条件に基づく再積算が可能かをご教示ください。 翌年度の協定が締結されない場合、又は仕様書第 3 条14により協定が解除された場合、本業務のために取得した車両等の未償却残高、リースの解約費用その他の投下費用の取扱い（補償の有無を含む。）をご教示ください。	安全運行の遵守、協定内容の履行状況等に別段の問題がない場合、原則として翌年度も協定を更新・継続します。判断・協議の時期は、市の翌年度予算編成時期に合わせ、毎年秋～冬頃を予定しています。 物価高騰、人件費・燃料費の改定、社会情勢の変化、路線・ダイヤの見直し等に応じて、年度ごとに最新の実情に基づき協議・見直しを行うことが可能です。 提案時に提出いただく参考見積額は参考値であり、翌年度の市負担額の上限を決定づけるものではありません。次年度の協議時点における最新の条件に基づき協議を行います。 翌年度の協定が締結されない場合又は仕様書第 3 条14により協定が解除した場合であっても、車両の未償却残高、リース解約費用その他受託者が負担した投下費用について、市が補償することはありません。
----	--	---

11	同種・類似業務及び乗合事業の実績の取扱いについて 該当資料：選定基準 1 頁 5、評価基準 1 頁 1 (2) ① 選定基準 5 の「同種・類似業務の実績」及び評価基準 1 (2) ①の「過去 5 年間の乗合事業の業務実績」について、それぞれ評価対象となる業務の範囲をご教示ください。	選定基準 5 の「同種・類似業務の実績」は、道路運送法に基づく乗合旅客運送事業その他本業務と同種又は類似する旅客運送業務の受託実績を評価対象とします。評価基準 1 (2) ①の「過去 5 年間の乗合事業の業務実績」は、過去 5 年間に実施した一般乗合旅客自動車運送事業に係る業務実績を評価対象とします。 コミュニティバス、市町村自主運行バス、地域公共交通確保維持改善事業の対象路線その他これらに類する乗合旅客運送業務、貸切旅客自動車運送事業、タクシー事業等についても、内容に応じて評価対象とします。
----	---	---

12	運行車両の設備、車いす対応及び決済・券類販売について 該当資料：仕様書 2 頁 第 3 条 7（1）、4 頁 第 3 条 8（4）、5～6 頁 第 3 条 10（2）（4） 運賃箱、手すり、ステップ等運行車両に設置すべき設備について、市が指定する仕様の有無及び導入費用の計上範囲をご教示ください。 仕様書第 3 条 7（1）では、適応除外申請を行うこととした上で、車いす利用者の乗車予約があった際は予備車等において対応することとされています。予備車に求められる車いす対応の仕様、予約の受付主体・受付期限及び対応に要する費用の取扱いをご教示ください。 PayPay及びデジタル版 1 日フリー乗車券への対応並びに券類の販売について、必要な機器・確認方法、導入費用の負担、加盟契約の主体、販売場所及び販売手数料の取扱いをご教示ください。	必要な設備については、仕様書及び関係法令を満たすものとしてください。市が仕様書に定める事項を除き、機種・メーカー等の仕様は指定しません。これらの設備の導入費用は、本業務の履行に必要な経費として見積額に計上することを妨げません。 車いす対応車両は、関係法令に適合する仕様としてください。 車いす利用の予約受付は受託者が電話で行うものとします。受付期限は前日 18 時までを原則とし、可能な限り当日対応もしてください。 車いす利用者への対応に要する費用は、本業務の見積額に含めてください。 PayPayによる支払いについては、利用者が支払う金額に応じた 2 次元コードをバス車内に掲示し、運転手が支払い完了画面等を確認する方法を想定しています。PayPay加盟契約については、運行事業者を主体として締結してください。 デジタル版 1 日フリー乗車券については、利用者が携帯端末に表示するチケットを運転手が確認する方法とし、販売は携帯端末上で行うものとします。なお、運行事業者、市及びシステム提供者で協定を締結します。 いずれも専用の機器は不要です。 また、手数料が発生する場合は、経費として計上してください。
----	---	--

13	保険及び駅構内使用料について 該当資料：仕様書 5 頁 第 3 条10（2）オ・キ、選定基準 1 頁 4 自動車任意保険及び選定基準 4 の賠償責任保険について、補償範囲・補償額及び契約形態に市が求める条件があればご教示ください。 仕様書第 3 条10（2）キの駅構内使用料について、本路線で運行事業者による負担が必要となりますか。必要な場合は、対象となる駅・施設、支払先及び見積りに用いる金額又は算定方法をご教示ください。	自動車任意保険及び選定基準 4 の賠償責任保険について、補償範囲、補償額及び契約形態に関して、特段の指定はありません。ただし、運行及び本業務の実施に伴い発生する事故等に備え、十分かつ適切な補償内容を確保してください。 本路線の運行経路においては、現時点では駅構内使用料は発生しない想定であるため、見積金額に含める必要はありません。 なお、今後、駅構内使用料等の支払いが必要となった場合は、駅ロータリー管理者等の所定の支払先へ支払うものとし、当該支払に係る実費について、運行経費として計上してください。
14	プレゼンテーション及びヒアリングについて 該当資料：実施要領 3 頁 5（1）①、4 頁 7（5）、作成要領 1 頁 1（1）・3 提出済みの提案書とは別に、当日の説明用資料を作成・使用することは可能でしょうか。可能な場合、事前提出の要否・期限及び提出済み提案書の内容を補足する際の制限をご教示ください。	豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル提案書作成要領のとおりです。事前に提出いただく資料以外に、当日の説明用資料を作成・使用することはできません。
15	管理者及び主任担当者の要件について 該当資料：様式－2「管理者調書」、様式－3「主任担当者調書」、実施要領 4 頁 7（6）調書に記載する「管理者」及び「主任担当者」について、それぞれの役割、必要な資格・経験、所属及び専任・常駐等の配置要件をご教示ください。 また、同一人が両者を兼任すること、並びに法令上の運行管理者又は既存事業の業務を兼務することについて、本公募又は協定上の制限があればお示しください。	「管理者」は業務全体を管理・統括し、「主任担当者」は実務の中心となる担当者を指します。両者を兼任することも可能です。所属は、運行を担う運行事業者とし、運行管理者や既存事業を兼務することも可能です。

16	車体広告及び停留所の設置・維持管理について 該当資料：仕様書 別紙１・別紙３、５～６頁 第３条10（２）（３）（４） 別紙３の車体デザイン案に示された広告表示スペースについて、広告主の募集・契約の主体、広告料収入の帰属（仕様書第３条10（１）の収入として市負担額から控除されるか）及び掲出できる広告の基準をご教示ください。	広告主の募集は、主に市が行うものとしませんが、運行事業者が広告主を募集することを妨げるものではありません。広告掲載に係る契約は、市と広告主との間で締結するものとし、広告料収入は市に帰属します。なお、広告料収入は、仕様書第３条10（１）に規定する当該路線に係る収入額には含めず、市負担額から控除するものではありません。また、広告の掲載に当たっては、「豊川市コミュニティバス車両広告掲載要綱」及び「豊川市広告掲載基準」に定める広告の範囲及び掲載できない業種等の基準に適合する必要があります。
----	--	--